

議案第62号

加西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年9月1日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

加西市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年加西市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「59,900人」を「47,600人」に改め、同条第4項中「24,100立方メートル」を「17,600立方メートル」に改める。

別表中「、中野町」の右に「、栄町」を加え、「、南網引町、栄町」を「、南網引町」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

加西市栄町上野地区については、これまで小野市より給水を受けていたが、平成23年4月より加西市より給水を開始するため給水区域の変更を行うもの。

併せて給水人口および一日最大給水量についても水道事業の認可に関する平成元年度基準の数値となっているため、現況の数値へ補正を行う。

【概要】

① 給水区域の変更（第2条）

・別表中、栄町を（区域の一部にわたるもの）の欄から（区域の全部にわたるもの）の欄へ変更する。

② 給水人口、一日最大給水量の変更（第2条）

- ・給水人口を 59,900 人から 47,600 人へ変更する
- ・一日最大給水量を 24,100 平方メートルから 17,600 平方メートルへ変更する